

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	49	所管課	資産経営課		
実施項目名	使用料・手数料の適正化					
現状	<p>公の施設の使用料は、利用者からのサービスの対価として負担をしていただいているが、使用料の算定方式やその見直しの時期を定めた統一的なルールがない。</p> <p>また、手数料についても、長年据え置かれているものがある。</p>					
課題	<p>受益と負担の公平性の観点から、市民の理解と納得を得られる統一的な基準を定める必要がある。</p>					
具体的な取組内容	<p>・使用料については、公共施設評価及び維持管理適正化計画との整合を図り、継続して保有する施設について、算定方法を明確にした基準を定める。</p> <p>・使用料については、基準に則った見直しを行い、適正な金額設定を行う。手数料については、他都市等との比較を行い、適正な金額設定を行う。</p>					
期待される効果	<p>受益者負担の適正化、自主財源の確保</p>					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設使用料算定基準の制定		準備	実施	完了		
使用料・手数料の適正な金額設定					実施	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【使用料算定規準の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎市公共施設使用料設定基準」を策定・公表。(7月) <p>【使用料・手数料の適正な金額設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設評価の際に3～5年のサイクルで使用料の見直しについて検討中。
	最終	○	<p>【使用料・手数料の適正な金額設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度からの施設評価における使用料の見直しについて、進め方を検討した。
29年度	中間	○	<p>【使用料・手数料の適正な金額設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市公共施設使用料設定基準に基づき試算を行い、同一目的施設間での調整及び激変緩和の対応について検討中。 ・類似施設がない施設については、施設評価の際に使用料の見直しについて協議。
	最終	○	<p>【使用料・手数料の適正な金額設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市公共施設使用料設定基準に基づき試算を行い、想定される課題を抽出し、関係課協議を行いながら検討を進めた。 ・消費税率の引き上げによる影響も勘案し、使用料改正の時期やスケジュールについて検討を進めた。

[進捗状況の記号について]

◎:実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○:一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	50	所管課	納税管理課		
実施項目名	市税の収納率向上					
現状	現年度滞納分の早期対処と納期内納付の指導により、現年度収納率は98%台で上昇傾向にあるが、一般会計において必要とされる市税収入も年々増加しており、一層の取組強化が求められている。					
課題	納税者間の公平性を確保しつつ、歳入確保を図る必要がある。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分滞納整理の早期着手(財産調査の徹底、早期差押の実施) ・進行管理の徹底による高額滞納の圧縮(差押の強化及び充当額の増加) 【現年度収納率】 H28: 98.75% H29: 98.80%					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる。 ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応を充実することができる。 ・安定的な財源確保と収納率の向上が期待できる。 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
現年度分滞納整理の早期着手 (財産調査の徹底、早期差押の実施)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
進行管理の徹底による高額滞納者の圧縮 (差押の強化及び充当額の増加)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>9月末時点の現年度収納率61.08%(前年度比2.46ポイント増)</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、7月から任意給与照会を進め9月に給与の一斉照会を実施した。 ・9月に現年度のみ軽自動車税滞納者に対し差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の指導に努め、滞納繰越分の納税相談では現年度分の並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に滞納額70万以上(特別整理案件については500万以上)の案件について課長ヒアリング、8月～9月には、滞納額30万以上70万以下の案件について課長補佐ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める不動産・債権について差押えを強化した。
	最終	○	<p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に現年度軽自動車税滞納者に対して差押予告書を発送した。 ・現年度分と滞納繰越分の滞納者に対し11月に差押予告書を発送。1月に現年度分4万円以上の滞納者に対して差押予告書を発送。2月に現年度分4万未満の滞納者に対して差押予告書を発送した。 ・給与収入のある(年収150万以上滞納5万以上)の滞納者について10月に給与一斉照会を行い、これによる給与差押を実施した。 ・現年度滞納者に対する早期催告や債権差押、出納閉鎖期間中での催告等徹底した滞納整理の結果、現年度収納率99.18%(前年度比0.11ポイント増)となった。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に70万以上(特別整理案件については500万以上)の案件について課長によるフォローアップヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・滞納額70万以上の案件について、課長ヒアリングによる滞納整理の方針に基づき、高額案件47件の内26件が完結した。 ・滞納額500万以上の案件については、高額案件12件の内2件が完結した。 ・滞納繰越の収納率は、27.65%(前年度比1.07ポイント減)となった。
29年度	中間	○	<p>9月末時点の現年度収納率60.67%(前年度比0.41ポイント減)</p> <p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、9月に給与照会を実施した。 ・9月に現年度のみ軽自動車税滞納者に対し差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の指導に努め、滞納繰越分の納税相談では現年度分の並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に滞納額70万以上(特別整理案件については300万以上)の案件について課長ヒアリング、7月には、滞納額50万以上70万以下の案件について課長補佐ヒアリングを実施し、各案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める債権・不動産について差押えを強化した。
	最終	○	<p>【現年度分滞納整理の早期着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月・10月・11月・3月に現年度分を含めた滞納者に対して差押予告書を送付、預金・給与等の差押を強化し、2月からは国税還付金の差押に着手した。 ・出納閉鎖に間に合うよう催告・納付指示を徹底した結果、現年度収納率99.24%(前年度比0.06ポイント増)となった。 <p>【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長ヒアリング(滞納額70万以上)の結果67件中21件、課長補佐ヒアリング(滞納額50万以上70万以下)においては47件中17件が完結し、滞納繰越分の収納率は、27.42%(前年度比0.23ポイント減)となった。

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	51	所管課	納税管理課		
実施項目名	全庁的な収納対策の強化					
現状	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納税者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。					
課題	市が保有する債権は、自力執行権の有無や時効期間などがそれぞれ異なるため一様に取り扱うことが困難であり、各債権担当課における徴収事務も複雑化している。また、自力執行権のない私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。 なお、各担当課ごとに対応が異なる場合、事務執行上の統一性や債務者に対する公平性を失うことになる。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高額・困難案件への徹底した対応(搜索、公売) ・私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ・生活再建型滞納整理の推進 ・滞納整理方法の統一化や情報共有化 ・債権回収のための研修実施 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
搜索及び差押財産の公売実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
各課における私債権等管理状況の把握と滞納整理支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
徴収事務担当者の技術力向上等による多重債務者掘り起こしの強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
滞納整理方法の統一化や情報共有化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
債権回収のための研修実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
備考 (用語の説明)	自力執行権:市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【収納対策本部の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議において、今年度の各課目標収納率、各課収納対策実施計画を設定した。 ・収納対策本部所管債権の8月末現在の収納率は、46.75%(前年度比2.11ポイント増) <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月と9月に収納対策専門員による滞納整理研修を実施した。 (参加者数：94名(6月45名、9月49名)) ・6月と9月に不動産公売を実施した。 (6月物件15件、9月物件16件) <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価後の残余金について、関係各課に情報共有を図った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。 (国保税：移管0、返還0 介護保険料：移管0、返還0、保育料：移管8、返還5) ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて担当者会議及びヒアリングを実施し、債権管理状況の把握、助言、指導を行った。 <p>【生活再建型滞納整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建型滞納整理実績は、9月末現在で弁護士誘導が2件、内1件の市税への充当額が約8万円となっている。また多重債務者掘り起こしのための研修を1回実施した。
	最終	○	<p>【収納対策本部の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理計画の進行管理や各債権所管課間の情報交換を行った。新年度の3月15日の収納対策本部会議において「平成29年度収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は80.63%(前年同月比+1.76pt)。 <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度39件の搜索を行い、動産1,550件を差し押さえた。 ・差押動産のインターネット公売を3回・窓口公売4回実施した。178件落札され、1,564,334円を充当した。 ・不動産公売を実施した(年6回：延68件)。うち、落札2件、1,645,000円を充当した。 <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価後の残余金の取扱いについて、関係各課において情報共有を図り他課に充当するなど滞納整理を行った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。 (国保税：移管0、返還1 介護保険料：移管5、返還12 保育料：移管0、返還6) ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて実施したヒアリング後の債権管理進捗状況を確認するため、2月にフォローアップヒアリングを実施した。 <p>【生活再建型滞納整理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建型滞納整理実績は、弁護士誘導を5件実施し、市税への充当額は35万円、国保税への充当は42万円であった(平成21年度からの累計では455件、約2億3,689万円)。

29年度	中間	○	<p>【収納対策本部の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議において、今年度の各課の目標収納率を設定し、各課の収納対策実施計画を定めた。 ・収納対策本部所管債権の8月末現在の収納率は、48.38%(前年度比1.53ポイント増) <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月と9月に収納対策専門員による滞納整理研修を実施した。(参加者数:89名(6月45名、9月44名)) ・6月と9月に不動産公売を実施した。6月の公売において、1件2,723,700円を市税に充当できた。(6月物件12件、9月物件8件) <p>【私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価後の残余金について、関係各課に情報共有を図った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。(国保税:移管1、返還1 介護保険料:移管0、返還2、保育料:移管0、返還0) <p>なお、平成29年度は収納対策本部外に建築指導課から行政代執行費用を公課として引受け、本年度内に1,143,100円を徴収して返還した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公課等及び私債権等の所管課に対して、6月、7月にかけて担当者会議及びヒアリングを実施し、債権管理状況の把握、助言、指導を行った。 <p>【生活再建型滞納整理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建型滞納整理実績は、9月末現在で弁護士誘導が1件、国保税への充当額が287,600円となっている。また多重債務者掘り起こしのための研修を3回実施した。
	最終	○	<p>【収納対策本部の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理計画の進行管理や各債権所管課間の情報交換を行った。 3/19の収納対策本部会議においては「平成30年度収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は81.44%(前年同月比+0.81pt)。 <p>【高額・困難案件への徹底した対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度54件の検索を行い、動産485件を差し押さえた。 ・差押動産のインターネット公売を3回・窓口公売1回・合同公売会2回を実施した。143件落札され、1,148,402円を充当した。不動産公売を実施し(年6回:延:41件)、落札2件、3,671,900円を充当した。 <p>【公課等及び私債権所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価後の残余金について、関係各課に情報共有を図り他課に充当するなど滞納整理を行った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、国保税4件、介護保険料2件、保育料2件を完結し所管課へ返還した。 ・所管課に対して、2月、7月に実施したヒアリング後の債権管理進捗状況を確認するため、2月にフォローアップヒアリングを実施した。 <p>【生活再建型滞納整理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者からの相談に対応するため、相談窓口に消費者金融問題や自立支援について、案内表示を行った。その結果、弁護士誘導には至らなかったが、2件の相談を受けた。

〔進捗状況の記号について〕

- ◎:実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。
- :一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。
- △:準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。
- :中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)			
28年度	<p>検索を積極的に行い、厳正な滞納処分に取り組んだことが、動産の差押や公売件数の増加につながっただけでなく自主納付に結びつく効果をもたらした。</p>				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	<p>滞納額の多少に関わらず積極的に検索を実施し、ネットや窓口公売に加え合同公売会を行うことで滞納額に充当され、結果として、これが市民の納税意識を高め、滞納に対する抑止力となった。</p>				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	52	所管課	市民税課		
実施項目名	課税の適正化による自主財源の確保					
現状	住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書の課税資料などにより行っているが、これらの資料だけでは、適正な課税は達成できない。					
課題	各種控除適用の誤り、所得の申告漏れに関する調査の実施に当たっては、より公平で公正な課税を実現するために、効率的で効果的な方策を追求する必要がある。					
具体的な取組内容	<p>当初課税後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性の高い扶養実態調査を実施し、精査、捕そくにより各種控除の誤りを把握する。 ・法定資料箋(せん)による所得の申告漏れの調査を実施する。 ・給与支払報告書未提出事業所等調査 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の漏れのない調査により、公平・公正な課税を確立する。 ・自主財源が確保できる。 					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
扶養実態調査		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
法定資料箋(せん)調査		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
給与支払報告書未提出事業所等調査		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	法定資料せん：税務署に提出義務のある給与、報酬などの支払い調書					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の所得調査や二重扶養の調査などを行い、9月末現在において、課税実績が1,631件で45,069,300円となっている。 <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定資料せんの中で、報酬、配当などの申告もれ調査を行い、9月末現在において、課税実績が87件で1,188,700円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において、課税実績が121件で9,076,300円となっている。
	最終	◎	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度課税実績(最終)が、1,920件で49,507,000円となった <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度課税実績(最終)が、445件で12,617,400円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度課税実績(最終)が、121件で9,076,300円となった。
29年度	中間	○	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の所得調査や二重扶養の調査などを行い、9月末現在において、課税実績が1,440件で46,376,000円となっている。 <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定資料せんの中で、報酬、配当などの申告もれ調査を行い、9月末現在において、課税実績が58件で1,940,500円となっている。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において、課税実績が37件で9,034,800円となっている。
	最終	◎	<p>【扶養実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度課税実績(最終)が、1,521件で49,187,200円となった <p>【法定資料せん調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度課税実績(最終)が、351件で12,070,400円となった。 <p>【給報未提出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度課税実績(最終)が、37件で9,034,800円となった。

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額	71,200 千円	積算内訳(不要額)	
	71,200 千円	必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額	70,292 千円	積算内訳(不要額)	
	70,292 千円	必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	53	所管課	資産税課		
実施項目名	償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施					
現状	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっているが、個人事業者については、償却資産について申告が必要なことを知らずに申告をしていないケースが多く見られる。また、申告書を提出している事業者においても、対象資産の漏れや対象外の資産計上など誤った申告も多い。					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未申告の個人事業者や法人に対する申告指導 ・定期的な申告内容の精査 					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者への申告啓発活動を充実させる。 ・税務署調査による未申告法人への申告指導や、既申告で資産の申告漏れの疑いのある法人への修正申告指導を行う。 ・定期的に事業者から固定資産台帳を提出してもらい、照合を行う簡易調査を実施する。 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・申告件数の増と申告内容の精査を行うことによる公平・適正な課税の実現 ・税収の増による歳入の確保 					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個人事業者への申告啓発活動の充実		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
簡易調査		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
税務署調査及び市民税申告調査				実施	⇒	⇒
固定資産税台帳提出による照合			実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 —：中止	
28年度	中間	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月市広報に掲載予定 ・農業団体の機関誌にチラシの折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者への配布予定 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の個人の申告書閲覧等により29年度の新規の課税対象者約500人を抽出し申告書を発送予定 ・5月はがきによる催告、7月文書による再催告及び相談会案内、7月に各総合支所にて申告受付及び相談会を実施、9月文書による再催告 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象件数……1,137件 ・実施件数……897件 ・更正件数……31件 ・税増額……1,288,974円 <p>※税務署調査及び市民税申告調査、固定資産税台帳提出による照合は、上記と同内容のためあわせて報告する。</p>
	最終	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月市広報に掲載 ・農業団体の機関誌にチラシの折込み配布 ・税務署、保健所の各種事業届出者への配布 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の個人の申告書閲覧等により29年度の新規の課税対象者839件(税務署調査312件、新規法人483件、家屋同行調査38件、その他6件)、及び前年度税務署調査のうち個人未申告者121件等を抽出し申告書を発送 ・5月はがきによる催告1,305件、7月文書による再催告及び相談会案内440件、7月に各総合支所にて申告受付及び相談会を実施、9月文書による再催告219件 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象件数……1,137件 ・実施件数……897件 ・更正件数……31件 ・税増額……1,288,974円 <p>※税務署調査及び市民税申告調査、固定資産税台帳提出による照合は、上記と同内容のためあわせて報告する。</p>
29年度	中間	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載予定 ・農業団体の機関誌へのチラシ折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布予定 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の個人の申告書閲覧等により30年度の新規の課税対象者約500人を抽出し申告書を発送予定 ・5月はがきによる催告、9～10月文書による再催告 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象件数……760件 ・実施件数……554件 ・更正件数……53件 ・税増額……△543,290円 <p>※税務署調査及び市民税申告調査、固定資産税台帳提出による照合は、上記と同内容のためあわせて報告する。</p>
	最終	○	<p>【個人事業者への申告啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載 ・農業団体の機関誌にチラシの折込み配布 ・税務署、保健所の各種事業届出者へのチラシ配布 <p>【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の個人の申告書閲覧等により30年度の新規の課税対象者730件(税務署調査260件、新規法人429件、家屋同行調査39件、その他2件)、及び前年度税務署調査のうち個人未申告者113件等を抽出し申告書を発送 ・5月はがきによる催告1,334件、9月文書による再催告415件、10月に太陽光発電事業者へ申告案内137件 <p>【簡易調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象件数……760件 ・実施件数……554件 ・更正件数……53件 ・税増額……△543,290円 <p>※税務署調査及び市民税申告調査、固定資産税台帳提出による照合は、上記と同内容のためあわせて報告する。</p>

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了…計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。

○：一部実施…計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討…準備・検討段階であり実施には至っていない。

—：中止…取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)—必要額(取組に要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額	2,944,277 千円	積算内訳(不要額)	3月調定額
	70,879 千円	必要額	2,873,398 千円	積算内訳(必要額)	当初納税通知書時調定額
29年度	効果額内訳	不要額	3,105,545 千円	積算内訳(不要額)	3月調定額
	131,150 千円	必要額	2,974,395 千円	積算内訳(必要額)	当初納税通知書時調定額

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	54	所管課	生活安全課		
実施項目名	市営墓地管理の適正化(使用者特定率向上及び管理料徴収)					
現状	平成21年度の宮崎南部墓地公園開設にあわせ、墓地管理料の徴収を開始した。 市街地にある歴史の古い市営8墓地は、市墓地基本計画(平成17年3月策定)に基づいて、再整備事業を進めている。整備が終了した墓地から、順次管理料を徴収しており、管理料未徴収墓地は下原・桃山墓地の2墓地となっている。					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・8墓地のうち、開設年が最も古いものは大正6年(1917年)であり、使用者が不明になっている墓地がある。 ・未整備墓地(2ヶ所)の維持管理に要する管理料については、一般財源から支出している。 ・市営墓地で最も大きい「宮崎みたま園」において、管理の行き届いていない墓地や使用者が特定されていない墓地が増えてきている。また、管理費については、使用料の積立分で賅ってきたが、積立も底をついた。 					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下原・桃山墓地の不明となっている使用者について、追跡調査等を実施して承継者を特定する。 ・下原・桃山墓地について使用者特定率がおおむね90%を越えた時点で、墓地整備を実施し、管理料を徴収する。 ・宮崎みたま園については、使用者特定を行い特定率が90%を越えた時点で使用開始から20年が経過した使用者からの管理料徴収を行う。 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者を特定することにより、管理指導や各種届出指導などの周知が図られる。 ・管理料の徴収によって、一般財源が削減される。 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
使用者の特定作業	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
墓地整備	実施 (福島町・龍福寺)	⇒ (下原墓地)	⇒ (下原墓地)	⇒ (下原墓地)	⇒ (桃山墓地)	
管理料徴収開始	実施 (瀬頭墓地)	実施 (福島町墓地)			⇒ (下原墓地)	
備考 (用語の説明)	管理料徴収墓地:22年度:毛久・戸林・倉之町、24年度:権現、25年度:瀬頭、26年度:福島町					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【使用者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は9月末で90.1%、桃山墓地は46.0%。使用者の状況把握に努めるとともに、戸籍調査により判明した親族に対して文書照会するなど、特定作業を継続している。</p> <p>【墓地の整備等】 下原墓地の環境整備工事に着手し、整備後に発生する新たな貸出区画の使用料を算定するため、土地鑑定評価業務委託を行った。(平成28年8月31日)</p>
	最終	○	<p>【使用者の特定作業】 下原墓地の使用者特定率は9月末で90.1%、桃山墓地は54.1%。使用者の状況把握に努めるとともに、戸籍調査により判明した親族に対して文書照会するなど、特定作業を継続している。</p> <p>【墓地の整備等】 下原墓地の環境整備工事が完了した。(平成29年1月31日)</p>
29年度	中間	○	<p>【使用者の特定作業】 桃山墓地の使用者特定率は9月末で57.9%である。使用者が不明となっている墓地区画の使用者を特定させるため、住所及び戸籍等による追跡調査を行い、調査によって判明した親族等に文書照会をかける等の特定作業を行っている。</p> <p>【墓地の整備等】 今年度は桃山墓地整備事業3年計画の1年目にあたり、改葬事業を行う予定であるが、使用者特定が思うように進んでいないため、未だ改葬に着手できておらず、着手予定時期も未定である。(平成29年9月30日)</p>
	最終	○	<p>【使用者の特定作業】 桃山墓地の使用者特定率は2月末で62%である。使用者が不明となっている墓地区画の使用者を特定させるため、住所及び戸籍等による追跡調査を行い、調査によって判明した親族等に文書照会をかける等の特定作業を行っている。</p> <p>【墓地の整備等】 今年度は桃山墓地整備事業3年計画の1年目にあたり改葬事業を行う予定であったが、使用者特定が思うように進まず改葬には着手できなかった。今年度の改葬分は来年度分と合わせて行う予定である。(平成30年3月30日)</p>

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	墓地使用者の特定率の向上及び墓地の環境整備が、公平な管理料徴収及び無縁墳墓対策につながる。				
	効果額内訳	不要額	13,830 千円	積算内訳(不要額)	H28 管理料収入
	-16,871 千円	必要額	30,701 千円	積算内訳(必要額)	下原墓地整備事業費
29年度					
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	55	所管課	国保収納課		
実施項目名	国民健康保険税の収納率向上					
現状	本市の国民健康保険制度は、高齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いため、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。					
課題	国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の実施(給与、預金、生命保険、不動産等の差押) ・夜間、休日納付相談窓口の開設 【目標収納率】 H28: 90.30% H29: 90.4%					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の財政健全化 ・国民健康保険税負担の公平性の確保 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
滞納処分の実施(給与、預金、生命保険、不動産等の差押)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
夜間、休日納付相談窓口の開設	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	滞納整理の一環として、預金・生命保険を中心とした財産調査を行い、徹底した滞納処分を行う他、納税相談のない給与所得者に対しては、給与照会を行い、給与差押を実施した。 また、新規滞納者については、コールセンターの活用やその後の訪問指導を行うなど、初期での未納対策に努め、その結果、9月末の収納率は、現年分32.08%と前年比で0.90%上昇した。 今後も、滞納者解消に向けて、預金、生命保険、給与等差押を行うとともに、催告書の発送や夜間・休日納付相談窓口の開設、さらに徴収嘱託員の訪問指導等により、収納率向上を図っていく。
	最終	○	年3回の一斉催告の他、高額滞納者あるいは少額・分納不履行者を対象とした催告書を発送。(発送件数：5月9,319通、7月1,662通、9月3,245通、11月10,675通、2月9,301通)それに加え差押予告書も活用し、より滞納処分に直結する納税催告を実施した。一斉催告の時期には、夜間・休日の納税相談窓口の開設も行い、相談の機会を増やすことにより、納税者に対する納税催告・適切な指導に繋げていった。また、新規滞納者に対する納税指導として、コールセンターを活用した電話催告を昨年度同様実施(3,473件)した。 さらに、徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問を実施し、納税指導を行う等財産調査の徹底に努めるとともに、預金差押に加え生命保険・給与差押を実施した。このことにより、国保の差押換価件数は昨年度の約2倍である2,425件となり、差押換価金額が1億円超となる滞納税を確保した。 以上の取組により、全体の収納率は前年度を0.73ポイント上回る68%となっている。特に現年分の収納率は前年度を1.22ポイント上回る91.55%となっている。今後も滞納者への適正な滞納処分を実施し、収納率向上に努めていく。
29年度	中間	○	・財産調査とともに、滞納処分として預金・生命保険・給与(年金)・売掛金・不動産等の差押を実施。特に給与については、10月に一斉給与照会を行うべく、準備をすすめているところである。 ・催告と組み合わせた夜間・休日納付相談窓口を開設。：5月 ・新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員による口座振替勧奨推進を実施。：8・9月 その結果として、9月末の収納率は現年度分32.73%と前年比が0.41%上昇した。
	最終	○	年3回の一斉催告を実施し、(発送件数：5月8,528通、11月9,492通、2月7,891通)その時期にあわせ、夜間・休日の窓口開設も行い相談の機会を増やし納税者に対する納税催告・適切な指導に繋げていった。また、平成28年度までのコールセンター催告にかわる新規滞納者対策として、今年度から督促状発送後の文書催告である一次催告を年4回実施した。(発送件数：8月1,793通、9月788通、12月790通、3月644通) さらに、徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問を実施し、納税指導を行う等財産調査の徹底や口座振替推進に努めるとともに、預金・生命保険差押の他、給与・売掛金等・不動産差押他差押の強化を図った。このことにより、国保の差押換価件数は昨年度の約1.7倍超である4,212件となり、差押換価金額も1.7倍を超える1億7千万円超となる滞納税を確保した。 以上の取組により、全体の収納率は前年度を1.59ポイント上回る69.59%となっている。特に現年分の収納率は前年度を0.30ポイント上回る91.85%となっている。今後も滞納者への適正な滞納処分を実施し、収納率向上に努めていく。

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組みに要した額)			
28年度	コンビニ収納の拡大とともに、滞納処分件数も大幅に増加し、現年度分の収納率は昨年の1.22ポイントの増となり、91.55%となった。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	催告による相談機会の増やコンビニ収入の普及とともに、滞納処分件数も前年よりさらに増加し、現年度分の収納率は昨年の0.3ポイントの増となり、91.85%となった。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	56	所管課	介護保険課		
実施項目名	介護保険料の収納率向上					
現状	<p>現年度分の特別徴収の収納率は100%であるが、納付書や口座振替により納付する普通徴収の収納率は、平成24年度以降、約86%となっており、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度分の収納率は、98%台で推移している。</p> <p>また、滞納繰越分の収納率は、約20%程度で横ばいの状況である。</p>					
課題	介護保険財政の安定的運営と介護保険料の公平負担の観点から、収納率向上を図る必要がある。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の周知(保険料) ・普通徴収対象者への口座振替の推進 ・滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化 ・コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大 <p>【現年度分収納率】 H28: 98.60% H29: 98.60%</p>					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険財政の安定的運営が図られる。 ・介護保険被保険者間の保険料の公平負担が図られる。 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護保険制度の周知(保険料)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
普通徴収対象者への口座振替の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大				実施	⇒	
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:5月・8月 ・差押え予告書の発送:随時 約1,000件 ・差押えの実施 8件、充当金額 967,200円 <p>【コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から、コンビニ収納を開始した。
	最終	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:5月・8月・10月・12月・2月 8,514件 ・差押え予告書の発送:随時 1,332件 ・差押えの実施 13件、充当金額 1,625,317円 <p>【コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から、コンビニ収納を開始した。 <p>【平成28年度現年度分収納率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・98.53% (前年度比0.24ポイント増)
29年度	中間	○	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:4月・8月 3,771件 ・差押え予告書の発送:随時 約700件
	最終	◎	<p>【介護保険制度の周知(保険料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 <p>【普通徴収対象者への口座振替の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 <p>【滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付催告書の発送:4月・8月・10月・12月・2月 8,224件 ・差押え予告書の発送:随時 1,520件 ・差押えの実施 2件、充当金額 130,000円 <p>【平成29年度現年度分収納率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・98.75% (前年度比0.22ポイント増)

【進捗状況の記号について】

◎:実施完了…計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。

○:一部実施…計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討…準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止……取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	57	所管課	保育幼稚園課		
実施項目名	保育料の収納率向上					
現状	社会・経済情勢が変化する中、夫婦共稼ぎにより生計を維持する世帯が増えるなど、認可保育所の入所児童が増加しているが、その保育料について、毎年2%程度の未納(現年分)が発生している状況にある。					
課題	認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の相応なる負担での公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市保育料収納推進員(認可保育所施設長)を活用した滞納分の納付指導等 ・宮崎市コールセンターを活用した前月未納分の納付勧奨 ・納付誓約書の提出・履行の強化 ・児童手当天引出書の提出強化 ・滞納整理担当課への事務移管の促進 <p>【現年度収納率】 H28: 99.12% H29: 99.41%</p>					
期待される効果	保育料の収納率の向上を図ることにより、認可保育所の運営経費の財源確保と、保育所利用者の公平性が図られる。					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宮崎市保育料収納推進員を活用した納付指導		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
宮崎市コールセンターを活用した前月未納分の納付勧奨		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
納付誓約書の提出・履行の強化		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
児童手当天引出書の提出強化		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
滞納整理担当課への事務移管の促進		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> 徴収員による未納者への対応のほか、コールセンターを活用した納付勧奨、各保育所長による保護者への直接指導などを引続き実施した。 児童手当からの差し引きについては、4月から9月までの間に、新たに56名の未納者から同意を得ることができた。 対応困難ケースについて、滞納整理担当課への移管を行い、完納に至ったケースが出るなど一定の効果が得られた。 平成28年9月末時点における収納率については、前年度同時期と比較して、現年度では0.24ポイント、滞納繰越分では0.19ポイント上昇した。
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターを活用して未納の初期段階で納付勧奨を行うことにより、未納の長期化や習慣化の防止に一定の効果が得られた。 保育所と徴収嘱託員の連携による滞納者への納付指導や長期滞納者に対する児童手当からの差し引き推進等により、現年分、滞納繰越分ともに収納率を向上させることができた。 <p><平成28年度収納率> 現年分 99.12%(前年比 +0.42ポイント) 滞納繰越分 30.26%(前年比 +1.15ポイント)</p>
29年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> 徴収員による未納者への対応のほか、コールセンターを活用した納付勧奨、各保育所長による保護者への直接指導などを引続き実施した。 児童手当からの差し引きについては、4月から9月までの間に、新たに50名の未納者から同意を得ることができた。 平成29年9月末時点における収納率については、前年度同時期と比較して、現年度では0.7ポイント、滞納繰越分では2.2ポイント上昇した。
	最終	◎	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターを活用した納付勧奨により、滞納者が未納であることを自覚し、未納分の早期納付がされるなどの効果が得られた。 保育料収納推進員と徴収嘱託員の連携により、滞納者からの納付相談を受け、納付勧奨、更には児童手当からの徴収を差し引き推進等により、現年分及び滞納繰越分ともに収納率が上昇した。 <p><平成29年度収納率> 現年分 99.41%(前年比 +0.29ポイント) 滞納繰越分 32.74%(前年比 +2.48ポイント)</p>

[進捗状況の記号について]

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	58	所管課	用地管理課		
実施項目名	道路占用物件の適正化					
現状	平成17年度に実態調査を行い道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、指導区域での適合物件の申請指導や不適合物件の撤去・是正について改善が見られている。しかしながら、住民や業者の道路占用に関する理解不足により、新たな不法占用物件や未申請物件も見受けられている。					
課題	道路占用の適正化を推進し、安全・安心な道路空間を確保するとともに、快適な道路空間づくりを図るため、従来の指導の強化を図るとともに警察等関係機関と連携しながら、今後は啓発活動にさらに力を入れる必要がある。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導 ・不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導 ・不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路通行者の安全性の確保、快適な道路空間の確保 ・道路占用物件の管理者による安全管理確保(占用に対する意識づけ) ・道路占用料による収入の増益 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動				実施	⇒	
備考 (用語の説明)	<p>適合物件 : 道路占用許可基準を満たしているが、申請されていない物件 不適合物件 : 道路占用許可基準を満たしていない物件 不法物件 : 不法に道路を占有している物件</p>					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	①適合物件については、年間30件目標としているが、日常の是正指導で9月末で29件が是正されている。 ②不適合及び不法物件については、年間200件目標としているが、日常の是正指導で9月末で132件が是正されている。 ③啓発活動については、6月に屋外広告看板設置業者等80社にパンフレットを配布し、道路占用制度の啓発及び協力をお願いした。また、市広報8月号にて一般住民への啓発を行った。
	最終	○	①適合物件については、177件中年間30件を平成28年度目標としてきたが、実績として31件が是正された。(20件の申請、11件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,162件の内200件を目標としてきたが、実績として173件が是正された。(59件の改善、114件の不法占用物撤去)
29年度	中間	○	①適合物件については、年間30件を目標としているが、日常の是正指導により9月末で16件が是正されている。 ②不適合及び不法物件については、年間170件を目標としているが、日常の是正指導により9月末で39件が是正されている。今後さらに重点的に是正指導を行っていく。 ③啓発活動については、市広報8月号にて一般住民への啓発を行った。また、商店街振興組合への道路占用制度の啓発を推進していく。
	最終	○	①適合物件については、171件中年間30件を平成29年度目標としていたが、実績として25件(H30.3.30現在)が是正された。(10件の申請、15件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,058件の内170件を目標としてきたが、実績として188件(H30.3.30現在)が是正された。(93件の改善、95件の不法占用物撤去)

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了…計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。

○：一部実施…計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討…準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止……取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	・道路占用制度について概ね理解され、安全な道路空間及び道路景観に対する意識の向上が図られている。(効果額1,334千円)				
	効果額内訳	不要額	1,334千円	積算内訳(不要額)	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
	1,334千円	必要額	0千円	積算内訳(必要額)	
29年度	・道路占用制度について概ね理解され、安全な道路空間及び道路景観に対する意識の向上が図られている。(効果額1,237千円)				
	効果額内訳	不要額	1,237千円	積算内訳(不要額)	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
	1,237千円	必要額	0千円	積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営														
	中	2	健全財政の確立														
	小	14	実効ある歳入確保														
	No.	59	所管課	住宅課													
実施項目名	市営住宅家賃等の収納確保																
現状	平成27年度の収納率は、家賃 90.51% (現年 99.28%, 滞納繰越 12.44%), 駐車場使用料 96.53% (現年 99.37%, 滞繰 20.01%) であり、特に滞納繰越分の確保が困難になっている。退去修繕料の収納率は、35.27% (現年 81.69%, 滞繰 7.11%) となっており、退去者の滞納整理及び原状復旧費用について、納付困難な事案が多く収納率が低い。																
課題	厳格な法的措置により収納率は向上しているが、約1億2千万円の滞納がある。市営住宅の老朽化等による入居率の低下とともに、建物減価に伴う家賃下落により家賃調定額が減少しているため、家賃等の収納額が伸び悩んでいる。退去滞納者は、退去後の居所の把握困難な状況のため、十分な滞納整理が行えていない。																
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・長期高額滞納者に対して、建物明渡等訴訟や債権差押等の法的措置を、引き続き厳格に実施する。 ・指定管理者へ移行することとなる滞納整理については、より効果的な債権回収が図られるよう、指導及び管理を実施する。 ・退去滞納者に対しては、追跡調査及び適切な納入指導を行うとともに、回収可能な債権か否かを明確に整理づける。 <table border="1"> <tr> <td>【目標収納率】</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>○住宅家賃(現年度分)</td> <td>99.55%</td> <td>99.55%</td> </tr> <tr> <td>○駐車場使用料(現年度分)</td> <td>99.55%</td> <td>99.55%</td> </tr> <tr> <td>○退去修繕費(現年度分)</td> <td>85.00%</td> <td>86.00%</td> </tr> </table>					【目標収納率】	平成28年度	平成29年度	○住宅家賃(現年度分)	99.55%	99.55%	○駐車場使用料(現年度分)	99.55%	99.55%	○退去修繕費(現年度分)	85.00%	86.00%
【目標収納率】	平成28年度	平成29年度															
○住宅家賃(現年度分)	99.55%	99.55%															
○駐車場使用料(現年度分)	99.55%	99.55%															
○退去修繕費(現年度分)	85.00%	86.00%															
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅家賃等収納率の向上 ・回収可能債権と回収不能債権の仕分を行うことにより、集中的な滞納整理が可能 																
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度												
長期高額滞納者に対する厳格な法的措置の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒												
指定管理者への指導及び管理				実施	⇒												
退去滞納者に対する追跡調査及び納入指導、回収可能な債権かどうかの整理づけ				実施	⇒												
備考 (用語の説明)																	

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【H28.9末時点の収納率】</p> <p>①住宅使用料 44.63%</p> <p>②駐車使用料 47.04%</p> <p>・指定管理者(市営住宅管理センター)において、3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。</p> <p>・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて最終催告を実施した。</p> <p>・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施した。</p>
	最終	○	<p>【H29.5末時点の収納率】</p> <p>①住宅使用料 99.62%</p> <p>②駐車使用料 99.58%</p> <p>・指定管理者(市営住宅管理センター)において、3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。</p> <p>・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて最終催告を実施した。</p> <p>・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施した。</p> <p>・平成28年度における不能欠損予定額:①住宅使用料 29,917,144円 ②駐車場使用料 379,585円</p>
29年度	中間	○	<p>【H29.9末時点の収納率(過年度+現年度)】</p> <p>①住宅使用料 45.65%</p> <p>②駐車使用料 47.32%</p> <p>・指定管理者(市営住宅管理センター)において、3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。</p> <p>・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて最終催告を実施した。</p> <p>・退去滞納者の債権管理業務を平成29年10月から指定管理者に引き渡した。</p>
	最終	○	<p>【H30.3末時点の収納率(現年)】</p> <p>①住宅使用料 99.78%</p> <p>②駐車使用料 99.83%</p> <p>・指定管理者(市営住宅管理センター)において、3ヶ月以上の滞納者に対して、文書等による納付指導のほか、連帯保証人への納付指導要請を実施した。</p> <p>・悪質な長期滞納者に対して、法的措置に向けて最終催告を実施した。</p> <p>・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施した。</p> <p>・平成29年度における不能欠損:①住宅使用料 3,592,539円 ②退去修繕費 2,795,679円</p>

〔進捗状況の記号について〕

◎:実施完了…計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○:一部実施…計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討…準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止……取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	60	所管課	上下水道局料金課		
実施項目名	上下水道料金等の収納率向上					
現状	料金センターを開設し委託業者による休日、夜間徴収及び給水停止の強化などにより、上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞の長期化等から、料金等の収納率低下や滞納繰越額の増加が懸念される。					
課題	上下水道財政の健全化及び応分の負担の公平化を確保するため、滞納整理を図ることも含めて、徹底した収納率向上が求められる。					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督 ・高額滞納者との接触率を高め、納付誓約書及び納付履行指導 ・必要に応じた滞納処分の実施 <p>3月決算時目標収納率(現年度)</p> <p>【水道料金】 H28年度:90.29% H29年度:90.32%</p> <p>【下水道使用料】 H28年度:89.67% H29年度:89.70%</p>					
期待される効果	上下水道財政の健全化及び負担の公平化					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督(通年)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
高額滞納者に対する納付誓約書及び納付履行指導(随時)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
必要に応じた滞納処分の実施(随時)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
備考(用語の説明)	<p>《特記事項》 水道料金、下水道使用料の収納率は、毎年4月から翌年3月までに請求した料金に対する当該3月までに納入された料金の割合。3月請求分の納期限は4月末で、ほとんどが翌年度に入ってから納付される。</p> <p>《参考》H27年度実績収納率 【水道料金】 3月末:90.19% 4月末:97.81% 5月末:98.83% 【下水道使用料】 3月末:89.53% 4月末:97.61% 5月末:98.82%</p>					

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>現年度分の水道料金、下水道使用料とも昨年同時期の収納率を上回っている。</p> <p>【水道料金】 79.64% (H28.9末現在) 78.25% (H27.9末現在) 前年同月比 1.39p上昇 【下水道使用料】 78.43% (H28.9末現在) 77.16% (H27.9末現在) 前年同月比 1.27p上昇</p> <p>滞納期数の少ない初期の滞納段階から戸別訪問や電話催告による納付相談等を行うとともに、高額、長期滞納者に対しても納付誓約書の締結や給水停止などを行った。</p>
	最終	○	<p>【水道料金】 89.53% (H28実績値) 90.29% (H28目標収納率) -0.76p 【下水道使用料】 89.67% (H28実績値) 89.67% (H28目標収納率) 0p</p> <p>料金センターのメリット(夜間や休日も営業)を活かしながら、滞納者との接触率の向上を図るとともに、納付誓約書の締結や必要に応じ給水停止を行い、また、滞納が1期のみ滞納者には早期文書催告を行うなどの滞納整理を行った。 水道料金については目標収納率に達しなかったが、下水道使用料については目標収納率に達した。</p>
29年度	中間	○	<p>水道料金については昨年同時期の収納率を下回ったが、下水道使用料については上回った。</p> <p>【水道料金】 79.50% (H29.9末現在) 79.64% (H28.9末現在) 前年同月比 -0.14p 【下水道使用料】 78.48% (H29.9末現在) 78.43% (H28.9末現在) 前年同月比 +0.05p</p> <p>滞納期数の少ない初期の滞納段階から、文書催告や戸別訪問、電話催告による納付相談等を行うとともに、高額、長期滞納者に対しても納付誓約書の締結や給水停止などを行った。</p>
	最終	◎	<p>【水道料金】 90.27% (H29実績値) 90.32% (H29目標収納率) -0.05p 【下水道使用料】 89.75% (H29実績値) 89.70% (H29目標収納率) +0.05p</p> <p>料金センターのメリット(夜間や休日も営業)を活かしながら、滞納者との接触率の向上を図るとともに、納付誓約書の締結や必要に応じ給水停止を行い、また、滞納が1期のみ滞納者には早期文書催告を行うなどの滞納整理を行った。 水道料金については目標収納率に達しなかったが、下水道使用料については目標収納率に達した。</p>

[進捗状況の記号について]

◎:実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○:一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	61	所管課	環境保全課		
実施項目名	太陽光発電を利用した市有施設の有効活用					
現状	本市は、環境基本計画の中で、太陽光、風力、水力、バイオマスなどのクリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを進めることを長期的目標としており、その具体的な施策として、太陽光発電システムの普及促進を図るための助成事業や本庁舎等市有施設の屋上に太陽光発電設備を設置するなど導入の促進を図っている。					
課題	クリーンエネルギーの利用促進を図るため、本市としても、事業として取り組むことができないか関係課で検討を進めているが、設備費に多額の費用を要することが課題となっている。					
具体的な取組内容	<p>市有施設の屋根を電気事業者の有償で貸し出し、事業者が設備投資をして電気事業を行うことで、クリーンエネルギーの利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が恒久小学校、生目の杜運動公園体育館に太陽光発電設備を設置した。 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の有償貸し出しによる使用料収入の確保 ・災害時や電力需給のひっ迫による停電時の一定規模の電力確保 					
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
対象施設への太陽光発電の設置		実施 (2施設)	⇒	⇒	⇒	
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止		
28年度	中間	○	・生目の杜運動公園体育館と恒久小学校の2施設が対象施設だが、生目の杜運動公園体育館については平成28年10月末時点で九州電力との系統接続(売電開始)ができていない。	
	最終	○	・生目の杜運動公園体育館と恒久小学校の2施設が対象施設だが、生目の杜運動公園体育館については平成29年3月末時点で九州電力との系統接続(売電開始)ができていない。	
29年度	中間	○	・生目の杜運動公園体育館と恒久小学校の2施設が対象施設だが、生目の杜運動公園体育館については平成29年9月末時点で九州電力との系統接続(売電開始)ができていない。	
	最終	○	・生目の杜運動公園体育館と恒久小学校の2施設が対象施設だが、生目の杜運動公園体育館については平成30年3月末時点で九州電力との系統接続(売電開始)ができていない。	

[進捗状況の記号について]

◎:実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○:一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組みに要した額)			
28年度	災害時などの非常時における施設機能強化の面で効果がある。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	災害時などの非常時における施設機能強化の面で効果がある。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営		
	中	2	健全財政の確立		
	小	14	実効ある歳入確保		
	No.	62	所管課	会計課	
実施項目名	納付書様式の集約化に伴うペイジー収納の導入及びコンビニ収納対象の拡大				
現状	本市では税、国保税など様々な税徴収業務を行っている。さらに税以外に介護保険料、保育料、市営住宅家賃などを納付書を使用して収納している。				
課題	各種収納業務では、それぞれの課ごとに作成した32種類の納付書を使用しているため、金融機関窓口での収納事務が煩雑化している。また、納付時間が各窓口で制限があることから、納付者からは納付に関する利便性の向上を求められている。				
具体的な取組内容	①当初納付書、②督促状、③催告書、④再発行納付書、⑤口座振替不能通知書を宮崎市の標準様式納付書として可能な限り集約化を図り、窓口収納、コンビニ収納、ペイジー収納や全国のゆうちょ銀行で利用可能な様式への変更を行う。				
期待される効果	金融機関での収納事務の効率化・正確化及び納付者の納付方法の多角化へつながる。加えて、市役所及び金融機関の窓口取扱時間帯に関係なく24時間納付が可能となることによる収納率の向上・市民サービスの向上につながる。				
実施スケジュール	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ペイジー収納、コンビニ収納に対応するための各種システム改修及び、各種テスト作業				実施	⇒
税、介護保険料以外の税目について納付書様式を標準様式への集約化				検討	⇒
介護保険料でのコンビニ収納開始				実施	⇒
ペイジー収納開始				準備	実施
税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)				検討	⇒
備考 (用語の説明)	【ペイジー収納】 税金や各種料金等を、収納機関から利用者に送付された納付書を用いてATMやインターネットバンキングを用いて支払うことができるサービス。				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	○	<p>【ペイジー収納、コンビニ収納に対応するための各種システム改修及び、各種テスト作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー収納システム構築について指定金融機関である宮崎銀行との契約を進めている。 【税、介護保険料以外の税目について納付書様式を標準様式への集約化】 ・納付書様式集約化について、引き続き検討中である。 【介護保険料でのコンビニ収納開始】 ・平成28年6月よりコンビニ収納を開始した。 【ペイジー収納開始】 ・平成29年度からのペイジー収納導入に向けて準備を進めている。 【税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)】 ・費用対効果などを引き続き検討中である。
	最終	○	<p>【ペイジー収納、コンビニ収納に対応するための各種システム改修及び、各種テスト作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関である宮崎銀行と委託契約を締結し、ペイジー収納システム構築を行った。 【税、介護保険料以外の税目について納付書様式を標準様式への集約化】 ・納付書様式集約化について、引き続き検討中である。 【ペイジー収納開始】 ・平成29年度からのペイジー収納導入に向けて準備を進めている。 【税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)】 ・費用対効果などを引き続き検討中である。
29年度	中間	○	<p>【ペイジー収納開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中のペイジー収納開始に向けて、関係機関との試験を行うなど、準備を進めている。 【税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)】 ・費用対効果などを引き続き検討中である。
	最終	◎	<p>【ペイジー収納開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月から、基幹システム系業務である市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料でペイジー収納を開始した。 【税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)】 ・今後の、その他の税目へのペイジー収納・コンビニ収納の拡充については、費用対効果などを勘案しながら引き続き検討していく。

〔進捗状況の記号について〕

- ◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む)。
- ：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。
- △：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。
- ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	介護保険のコンビニ収納導入により、閉庁後の時間帯でもコンビニ納付が可能となり、市民サービスの向上につながった。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	ペイジー収納の開始により、市税等の納付方法が広がり、市民サービスの向上につながった。 また、一部の税目については、ペイジー収納に対応する納付書の導入により、納付書様式の集約化が進んだ。				
	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	